

外国人技能実習制度に基づく海外人材の受入れ

2017年11月から介護現場での技能実習制度が始まりました。

来日前の手続きや研修などがあるため、実習生が現場で働き始めるのは来春以降になる見通しですが、現場の人手不足解消の一助となることも期待されています。

国は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定・監理団体の許可制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を新設しました。

技能実習生の受入れを検討している事業所は、まずは、技能実習機構の許可を受けた監理団体に相談し、実習実施機関としての届出をすることが必要となります。

【県内介護職種取扱監理団体(2017.12.20現在)】

監理団体名	協同組合中央経友会
所在地	安曇野市堀金烏川 5064-7
許可日~許可期限	2017.11.1~2022.10.31
受入れ国	中国、ミャンマー、ベトナム
監理団体名	信州 LOHAS 事業協同組合
所在地	長野市松岡 1-35-5-2
許可日~許可期限	2017.12.1~2022.11.30
受入れ国	中国、フィリピン、ベトナム
監理団体名	全国人材支援事業協同組合
所在地	佐久市中込 3083-1
許可日~許可期限	2017.12.1~2022.11.30
受入れ国	中国、バングラディッシュ、インドネシア、カンボジア、ミャンマー 他
監理団体名	介護施設協同組合
所在地	小諸市和田 841-7
許可日~許可期限	2017.12.10~2020.12.19
受入れ国	インドネシア、ベトナム

【技能実習生受入れの仕組み】

